対価の額の合計額及び違反行為期間において一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務の対価の額の合計額を合算する方法とすること等とした。（第九条及び第一〇条関係）

2　違反行為に係る事業の譲渡又は分割の際の課徴金減免制度の適用

違反行為をした法人が、公正取引委員会による調査開始日以後において、子会社等に対して、違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人が消滅前に行った減免申請は、法第七条の二第二五項の規定により当該子会社等がしたとみなされる当該法人による違反行為に係る課徴金について、当該子会社等が行った減免申請とみなして、同条第一〇項から第一二項までの規定を適用すること等とした。（第一四条関係）

3　株式の取得に関する計画を届け出なければならない株式取得会社の範囲等

株式の取得に関する計画を届け出なければならない株式取得会社は、その国内売上高合計額が二〇〇億円を超えるものとすること等とした。（第一六条第一項及び第三項関係）

4　株式取得会社が株式の取得に関する計画を届け出なければならない株式発行会社の範囲

株式取得会社が株式の取得に関する計画を届け出なければならない株式発行会社は、当該株式発行会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が五〇億円を超えるものとすることとした。（第一六条第二項関係）

5　合併に関する計画を届け出なければならない合併の範囲

合併に関する計画を届け出なければならない合併は、合併をしようとする会社のうち、いずれか一の会社の国内売上高合計額が二〇〇億円を超え、かつ、他のいずれか一の会社の国内売上高合計額が五〇億円を超えるものとすることとした。（第一八条関係）

6　共同新設分割に関する計画を届け出なければならない共同新設分割の範囲

共同新設分割に関する計画を届け出なければならない共同新設分割は、共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）の国内売上高合計額が二〇〇億円を超え、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）の国内売上高合計額が五〇億円を超えるものであること等とした。（第一九条第一項～第四項関係）

7　吸収分割に関する計画を届け出なければならない吸収分割の範囲

吸収分割に関する計画を届け出なければならない吸収分割は、吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）の国内売上高合計額が二〇〇億円を超え、かつ、分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が五〇億円を超えるものであること等とした。（第一九条第五項～第八項関係）

8　共同株式移転に関する計画を届け出なければならない共同株式移転の範囲

共同株式移転に関する計画を届け出なければならない共同株式移転は、共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか一の会社の国内売上高合計額が二〇〇億円を超え、かつ、他のいずれか一の会社の国内売上高合計額が五〇億円を超えるものとすることとした。（第二〇条関係）

9　事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない譲受会社の範囲

事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない譲受会社は、その国内売上高合計額が二〇〇億円を超えるものとすることとした。（第二一条第一項関係）

10　譲受会社が事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない場合における当該事業等の譲渡をしようとする会社等の範囲

譲受会社が事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない場合における当該事業等の譲渡をしようとする会社等の範囲は、会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合にあっては当該会社の国内売上高が三〇億円を超えるものであること等とした。（第二一条第二項関係）

11　共同の取引拒絶に係る売上額の算定の方法

法第一九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第一号に該当するものに限る。）に係る法第二〇条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において違反事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とすること等とした。（第二二条及び第二三条関係）

12　差別対価に係る売上額の算定の方法

法第二〇条の三に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において法第一九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とすること等とした。（第二四条及び第二五条関係）

13　不当廉売に係る売上額の算定の方法

法第二〇条の四に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において法第一九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第三号に該当するものに限る。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とすること等とした。（第二六条及び第二七条関係）

14　再販売価格の拘束に係る売上額の算定の方法

法第二〇条の五に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において法第一九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限る。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とすること等とした。（第二八条及び第二九条関係）

15　優越的地位の濫用に係る売上額及び購入額の算定の方法

法第二〇条の六に規定する政令で定める売上額等の算定の方法は、違反行為期間において同条に規定する違反行為の相手方に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とすること等とした。（第三〇条及び第三一条関係）

二　公正取引委員会事務総局組織令の一部改正関係

経済取引局取引部、審査局、企業結合課、取引企画課、企業取引課及び管理企画課の所掌事務について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条第二項、第四条第一項、第一四条、第一五条、第一六条及び第一八条関係）

三　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年一月一日）から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（厚生労働省）

1　熊本市を児童相談所設置市に指定することとした。（第四五条の二関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。